株 主 各 位

第13回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

第13期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
② 連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

ＵＴグループ株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ut-g.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

❶ 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定する。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告する。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任する。

❷ 取締役会の諮問機関として、代表取締役を議長とし、社外弁護士も参加するＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行う。

❸ 「ＵＴグループ行動指針」及び「ＵＴグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。

❹ コンプライアンス推進については、「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

❺ 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図る。

❻　内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

❶　当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行う。

❷　情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

❶　当社は、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行う。

❷　有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応マニュアル」に準じて迅速かつ適切に対処する。また、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

❶　当社は、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は１年とする。

❷　当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にする。

❸　当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入する。

❹　当社は、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議におい

て、業務執行上の重要な事項について審議する。

(5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

❶ 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認する。

❷ 子会社の経営については、当社執行役員が当社グループ会社の取締役を兼務し当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

❸ ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

❹ 「ＵＴグループ行動指針」、「ＵＴグループコンプライアンス行動規範」及び「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

❶ 監査役会において決議を行ったうえで、監査役より要請があった場合、必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査役専属で補助業務を行う。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。

❷ 取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。

❸ 補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

(7) 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

❶ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。

❷ 監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

❸ 監査役は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知する。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査役に報告をする。

❹ 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査役へ定期的に報告を行う。

❺ 監査役へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

❶ 監査役は、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行う。監査役は、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べる。

❷ 監査役は、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行う。

❸　監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と定期的な面談を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

❶　当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

❷　監査役は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき財務報告内部統制に関する監査を実施する。

❸　監査役は、財務報告内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求める。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を以下のとおりとする。

❶　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

❷　反社会的勢力排除に向けた体制

イ．反社会的勢力との関係を遮断することを「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。

ロ．当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的調査・排除マニュアル」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定める。

ハ．反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処する。

なお、2020年３月26日開催の取締役会決議により、上記「内部統制システムの基本方針」の内容を一部改定しております（2020年４月１日施行）。改定後の内容は、以下のとおりであります。

（1）❷に関して、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議の議長を「代表取締役」から「コンプライアンス担当部署を管掌する部門の責任者」へ変更いたしました。

（5）❷に関して、「当社執行役員が当社グループ会社の取締役を兼務し」から「当社執行役員が兼務する当社グループ会社の取締役又は当社が選任した当社グループ会社の取締役が」へ変更いたしました。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

❶ 当社は、法令、社会的規範及び社内規程等を遵守し、グループ全社の役員及び社員等が適正な行動をとることを目的として「ＵＴグループ行動指針」「ＵＴグループコンプライアンス行動規範」「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、グループ全社のコンプライアンス体制と法令遵守とコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。

❷ 当社は、当社グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議及び法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加するＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、コンプライアンス違反の事案共有及び再発防止のための対応策について議論しております。

❸ 当社は、年に１回、当社グループ会社の役員及び社員等を対象に、「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。

❹ 当社は、内部通報制度として、当社グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と自浄作用の機動性向上を図っております。

(2) リスク管理体制

❶ 当社は、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社グループ全社におけるリスクの種類を把握し、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。また、リスクが発生した場合は、リスク最小化へ向けた方策及び再発防止策の策定を行っております。

❷ リスクの顕在化及び災害発生等の有事の場合は「有事対応マニュアル」「事業継続計画(BCP)」「初動対応マニュアル」に従い対応することとしております。

❸　情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的として「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、グループ全社の役員及び社員等が、情報セキュリティに対する意識を向上・統一させることを目的として「ＵＴグループ情報セキュリティマニュアル」を制定し、意識強化を図っております。適宜状況の変化に合わせてマニュアルを改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設ける等、情報漏えいの防止に努めております。

❹　個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保することも目的とした「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報に対する意識強化を図っております。

(3) グループ管理体制

❶　子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対する諸手続き及び管理体制について定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成しております。

❷　当社執行役員は、当社グループ会社の取締役を兼務し、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすることなどにより、子会社の経営管理を行っております。

❸　当社は、年間スケジュールに基づき開催される経営会議において子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受けるなど、子会社の現況を把握する体制をとっております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を35回開催しております。

(4) 取締役の職務執行

❶　当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討し、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。

❷　当社は、取締役６名のうち社外取締役を３名選任し、取締役会による取締役の職務執行

の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を21回開催しております。

(5) 監査役の監査体制

❶ 当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。

❷ 監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行っております。

❸ 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、代表取締役との定期的な面談を行っております。

(6) 内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

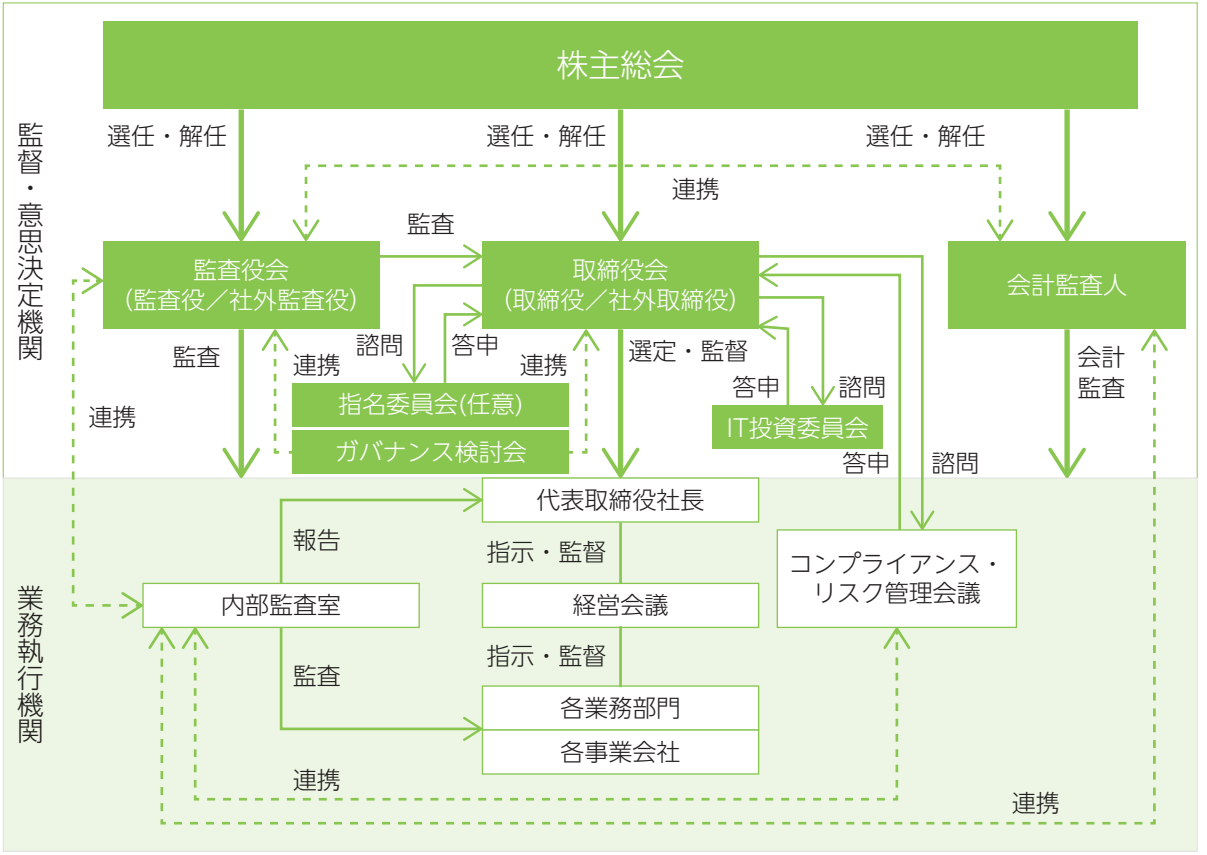
（ご参考）コーポレート・ガバナンス強化への取組み

1．当社は、取締役６名のうち、独立社外取締役を３名選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。

2．当社は、監査役による監査体制により、経営の監督を強化・充実することが十分に可能であると考え、従来の監査役制度を継続しております。監査役４名のうち、独立社外監査役を３名選任し、客観的かつ公正な立場で適宜検証を行っており、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しているものと考えております。

3．当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。社外の弁護士を委員長とする指名委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	686	422	11,781	△0	12,890
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,499		△2,499
親会社株主に帰属する当期純利益			4,509		4,509
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	2,009	△0	2,009
当連結会計年度末残高	686	422	13,791	△0	14,900

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△4	△4	110	12,996
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△2,499
親会社株主に帰属する当期純利益				4,509
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1	△1	18	17
当連結会計年度変動額合計	△1	△1	18	2,026
当連結会計年度末残高	△5	△5	129	15,023

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

❶ 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　12社

・主要な連結子会社の名称　　ＵＴエイム株式会社

当社は、連結子会社であった株式会社Ｌｅｉ　Ｈａｕ’ｏｌｉの全保有株式を、2020年１月29日付で売却いたしました。これに伴い、第３四半期連結会計期間末日をみなし売却日として、同社を連結の範囲から除外しております。また、2020年３月２日に株式会社サポート・システムの発行済株式の100％を取得いたしました。これに伴い、当連結会計年度末をみなし取得日として、同社を連結子会社としております。

❷ 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法の適用に関する事項

❶ 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

❷ 持分法を適用しない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

（4）会計方針に関する事項

❶ 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　　時価法

❷ 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～15年

その他　２～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は５年であります。

❸ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

❹ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ取引

ヘッジ対象　　借入金利息

ハ．ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

❺ のれんの償却方法及び償却期間　　のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

❻ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

ニ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　213百万円

(2) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,200百万円
借入実行残高	250
差引額	1,950

(3) 財務制限条項

当社は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行と融資契約（長期返済期限５年のタームローンであり、総融資枠は400百万円）を締結しております。この契約には、当社単体及び連結計算書類における貸借対照表上の純資産の部や損益計算書における経常利益等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

当社は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行と2017年12月29日に融資契約（融資額800百万円）を締結しております。この契約には、当社単体及び連結計算書類における貸借対照表上の純資産の部や損益計算書における経常利益等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、当連結会計年度末、財務制限条項の対象となる借入金残高は840百万円となっております。

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	40,363,067株	－株	－株	40,363,067株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	61株	56株	－株	117株

（注）自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

❶ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月9日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,499	61.93	2019年3月31日	2019年6月24日

❷ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はございません。

（4）新株予約権等に関する事項
該当事項はございません。

4．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

❶ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

❷ 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、取引関係を維持することを目的として保有するものであります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）をご参照ください。）。

（単位：百万円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	18,415	18,415	－
（2）受取手形及び売掛金	12,342	12,342	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	－
資産合計	30,759	30,759	－
（1）短期借入金	250	250	－
（2）長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	8,527	8,625	98
（3）リース債務（※）	11	11	△0
（4）デリバティブ取引	－	－	－
負債合計	8,789	8,887	98

※ 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、及び (3) リース債務

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (4) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 (2) 参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表上計上額（百万円）
非上場株式等	25

非上場株式等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であります。

（注３）借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	250	－	－	－	－	－
長期借入金	1,785	1,325	1,090	1,028	851	2,445
リース債務	3	2	2	2	0	－
合計	2,039	1,328	1,093	1,030	851	2,445

５．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　369円01銭

（2）１株当たり当期純利益　111円71銭

６．重要な後発事象に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2019年11月７日開催の取締役会において、株式会社東芝のグループ会社である、TBLSサービス株式会社及び東芝情報システムプロダクツ株式会社の全株式並びに東芝オフィスメイト株式会社の80％の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、TBLSサービス株式会社につきましては、当該企業の親会社である東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社が運営する事業の内、人材派遣及び一部業務サービス事業等を、2020年４月１日を効力発生日とする簡易吸収分割により当該企業が継承したうえで株式取得いたしました。

（1）企業結合の概要

❶ 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	TBLSサービス 株式会社	東芝情報システム プロダクツ株式会社	東芝オフィスメイト 株式会社
事業の内容	人材派遣事業・ 業務サービス事業	購買代行サービス、 サプライ用品販売事業	人材派遣、 プリンティング・ 情報処理サービス事業

❷ 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「はたらく力で、イキイキをつくる。」というミッションのもと、創業以来、はたらく人を正社員として無期雇用し、製造工場向けの人材派遣及び、設計・開発、IT、建設分野への技術者の派遣事業等の人材サービスを通じて、働く意欲を持った全ての人に、働くことを通じたスキルアップやキャリア形成の機会を提供するとともに、人材を活用する企業の競争力向上の両立を目指しております。

特に大企業グループ向けサービスにおいては、人材派遣だけではなく、業務請負、人材育成等を含めた総合的な人材活用のソリューションを提供しております。なかでも、顧客企業の正社員を含む従業員等を当社の社員として受入けれるとともに業務を請負う「インハウスソリューション（正社員転籍型請負)」等のサービスでは、これまでに11社、約2,400名の人材を顧客企業から受入れ、それぞれの雇用とキャリアの連続性を維持しながら、顧客企業の競争力向上に貢献してきた実績があります。

また、2030年をターゲットとした長期経営ビジョン「UT VISION 2030」では、「これからのはたらき方のプラットフォームになる」ため、現在は男性、若年層中心の社員と職場のポートフォリオから、女性やシニア、外国人も視野に入れ、幅広い属性の人たちが安心して働ける職場作りを目指しています。

一方、株式会社東芝では、中期経営計画「東芝Nextプラン」において収益性の確保・技術による成長を掲げており、当社グループでは、東芝グループの利益成長をサポートすることで関係を一層強化するとともに、そこではたらく人たちの雇用とキャリアの連続性の維持を実現することは、当社グループにとって一層の企業価値向上に資すると判断し、このたび株式取得を実施いたしました。

今回株式を取得した３つの企業は、現在はオフィス向けの人材派遣、業務サービス及びサプライ用品販売など東芝グループ向けのバックオフィス業務の一部を担っていますが、今後は東芝グループ社員の定年後雇用先としての機能も充実させてまいります。これらの事業により長期経営ビジョン「UT VISION 2030」で掲げる、女性やシニアが活躍できる環境を構築し、事業領域の拡大を進めていくことを目的としております。

❸ 企業結合日

2020年４月１日

❹ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

❺ 結合後企業の名称

新社名	旧社名
ＵＴビジネスサービス株式会社	TBLSサービス株式会社
ＵＴシステムプロダクツ株式会社	東芝情報システムプロダクツ株式会社
ＵＴ東芝株式会社	東芝オフィスメイト株式会社

❻ 取得した議決権比率

	TBLSサービス株式会社	東芝情報システムプロダクツ株式会社	東芝オフィスメイト株式会社
企業結合直前に所有していた議決権比率	－%	－%	－%
企業結合日に取得した議決権比率	100.0%	100.0%	80.0%
取得後の議決権比率	100.0%	100.0%	80.0%

❼ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	925百万円
取得原価		925百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　24百万円（概算）

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2020年５月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び240条の規定に基づき、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、以下のとおりＵＴグループ株式会社第８回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

（1）新株予約権の発行目的

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

（2）新株予約権の発行要領

❶ 新株予約権の数　　：80,726個
❷ 発行価額　　：新株予約権１個につき7,480円
❸ 申込期日　　：2020年６月12日
❹ 新株予約権の割当日　　：2020年６月26日
❺ 払込期日　　：2020年６月26日

（3）新株予約権の内容

❶ 新株予約権の目的である
株式の種類及び数　　：普通株式8,072,600株（新株予約権１個につき100株）
❷ 行使価額　　：１株当たり1,859円

（4）行使期間　　：2021年５月１日から2028年４月30日

(5) 行使条件

❶ 新株予約権者は、2021年３月期から2027年３月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2021年３月期から2024年３月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが150億円以上の場合

(b) 2021年３月期から2025年３月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが200億円以上の場合

(c) 2021年３月期から2027年３月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが300億円以上の場合

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

❷ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があるとして当社の取締役会で承認された場合は、この限りではない。

❸ 新株予約権者が死亡した場合（当該新株予約権者が上記②の要件を満たす場合に限る。）、当該新株予約権者の相続人のうち１名（以下「権利承継者」という。）に限り、上記(4)の期間内において、承継した全ての新株予約権を一括してのみ行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。上記②は、権利承継者には適用しない。

❹ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

❺ 各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

❶ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

❷ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者及び数

当社取締役及び当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員　68名　80,726個

７．追加情報

(受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

(1) 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ)」(以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みです。

(2)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

❶ 信託における帳簿価額　当連結会計年度　　1,139百万円

❷ 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

❸ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　当連結会計年度 3,178,900株
期中平均株式数　当連結会計年度 3,288,863株

❹ ❸の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	686	235	235	75	4,739	4,814	△0	5,737
当期変動額								
剰余金の配当					△2,499	△2,499		△2,499
当期純利益					6,473	6,473		6,473
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	3,973	3,973	△0	3,973
当期末残高	686	235	235	75	8,712	8,788	△0	9,710

	純資産合計
当期首残高	5,737
当期変動額	
剰余金の配当	△2,499
当期純利益	6,473
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－
当期変動額合計	3,973
当期末残高	9,710

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　　時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　５～15年

その他　　３～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は５年です。

（3）引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ取引

ヘッジ対象　　借入金利息

ハ．ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　136百万円

(2) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、保証を行っております。

ＵＴコミュニティ株式会社　　250百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は区分表示したものを除いて次のとおりであります。

❶ 短期金銭債権　　1,619百万円

❷ 短期金銭債務　　127百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

❶	営業収益	10,770百万円
❷	営業費用	29百万円
❸	営業取引以外の取引高(収益)	5百万円
❹	営業取引以外の取引高(費用)	17百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	61株	56株	－株	117株

（注）自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	137百万円
賞与引当金	42
資産除去債務	31
その他	52
繰延税金資産小計	264
評価性引当額	△140
繰延税金資産合計	123
繰延税金負債	
その他	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	123

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ＵＴエイム株式会社	東京都品川区	500	マニュファクチャリング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	経営指導料（注）1	2,981	売　掛　金	886
							受取配当金（注）2	3,600	―	―
							資金の借入（注）3	500	関係会社短期借入金	1,200
							利息の支払（注）3	8	未払利息	2
子会社	ＵＴコミュニティ株式会社	大阪府大阪市	10	マニュファクチャリング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	資金の借入（注）3	200	関係会社短期借入金	650
							利息の支払（注）3	4	未払利息	1
							銀行借入に対する債務保証（注）4	250	―	―
子会社	ＵＴグローバル株式会社	東京都品川区	20	マニュファクチャリング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の貸付 人員の出向 役員の兼任	資金の貸付（注）5	150	関係会社短期貸付金	400
							利息の受取（注）5	2	未収利息	0
子会社	ＵＴパベック株式会社	大阪府守口市	20	ソリューション事業	所有直接100.0	経営指導 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	資金の借入（注）3	―	関係会社短期借入金	300
							利息の支払（注）3	2	未払利息	0
子会社	ＵＴテクノロジー株式会社	東京都品川区	45	エンジニアリング事業	所有直接100.0	経営指導料 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	受取配当金（注）2	2,000	―	―

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案の上、契約により決定しております。
２．配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。
３．資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
４．金融機関からの借入金に対し、当社が保証を行っております。なお、当社はこれらに係る保証料の受取はございません。
５．資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　240円58銭
（2）１株当たり当期純利益　160円38銭

８．重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表　６．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

「連結注記表　６．重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

９．追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表　７．追加情報」をご参照ください。